

令和 8 年度報告書における 第 6 章、第 7 章の編集方針（方向性）について

○第 6 章《再生目標に係る評価》

〔方針〕：3～5章の状況を踏まえ、平成 28 年度委員会報告に記載された再生目標に対する現状の評価

〔論点〕

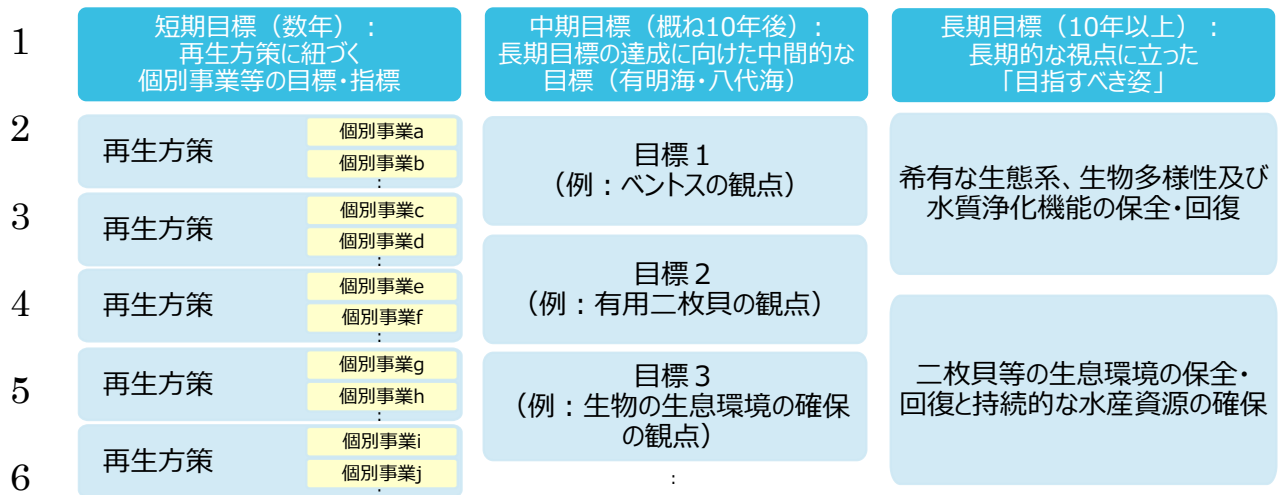
- ・ 再生目標に係る評価としては、以下のステップで行うことを想定。
 1. 平成 28 年度委員会報告に掲げた再生目標である「希有な生態系、生物多様性及び水質浄化機能の保全・回復」、「二枚貝等の生息環境の保全・回復と持続的な水産資源の確保」について、第3章「有明海・八代海等の環境等の状況」で整理した有明海・八代海の現状を踏まえ、当該目標に対する現在の達成状況の評価を行う。
 2. その上で、第4章「問題点とその原因・要因の考察」で整理した主要5項目に影響を与えるサブ連関図や、第5章「再生方策の実施状況等と課題の整理」で整理した当該サブ連関図に対する再生方策の実施状況を踏まえ、上記の達成評価に至った原因・要因や再生方策の対応関係を整理する。
 3. 平成 28 年度委員会報告書以降に新たに得られた知見を踏まえ、現行の再生方策による対応の進展や更なる対応が求められる課題等の抽出を試みる。
- ・ 上記ステップを通じて、第6章では、再生目標に対する現在の達成状況の評価を行うとともに、主要5項目ごとの原因・要因に対する、現行の再生方策の進展状況や更なる対応が求められる課題等について併せて整理を行う。

○第 7 章《再生への取り組み》

〔方針〕：令和9年度以降の再生目標の設定及び再生目標を達成するための再生方策の設定

〔論点〕

- ・ 令和9年度以降の再生目標の設定に当たっては、時間的（数年～数十年）、空間的（事業範囲～海域全体）スケールを意識した中長期目標の設定が考えられる。
- ・ [長期目標] 現行の再生目標については、有明海・八代海等の海域全体において、長期的な視点に立った「目指すべき姿」として、今後も継続的に維持していくことが必要である。
- ・ [中期目標] 一方で、長期目標の達成に向けては、次期委員会報告の取りまとめ時期（概ね 10 年後）を見据えた中期的な目標を新たに設定することで、より効果的な再生方策の実施に繋げることが重要である。
- ・ [短期目標] 再生方策に紐づく個別事業等の短期的な目標・指標の設定及び評価については、個別事業等の政策評価を通じて行っており、評価委員会としての目標設定や事業評価を行うことは想定しない。
- ・ なお、気候変動や社会経済情勢の変化といった中長期的に影響を与える要因については、中期目標及び再生方策の設定にあたって影響の緩和や適応の視点を考慮するとともに、第6章でまとめた現状評価を踏まえて新たな再生方策の設定も検討する。



図：短期・中期・長期目標の構成(イメージ)